

豊田工業高等専門学校情報公開取扱要項

制 定	平成13年4月 1日
全部改正	平成19年1月 9日
最終改正	平成30年3月29日

(趣旨)

第1条 豊田工業高等専門学校（以下「本校」という。）における情報公開の実施に係る取扱については、独立行政法人国立高等専門学校機構情報公開取扱規則（平成19年高専機構規則第70号。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(受付)

第2条 本校が保有する法人文書について、開示請求があった場合は、総務課総務企画係（以下「情報公開窓口」という。）において受け付けるものとする。

(開示等の検討)

第3条 校長は、法人文書の開示・不開示（以下「開示等」という。）を検討するに当たっては、当該文書を保有する豊田工業高等専門学校法人文書管理要項第3条第3項に規定する文書管理者に意見を求めるとともに、必要に応じて、豊田工業高等専門学校情報公開及び個人情報保護委員会に意見を求めるものとする。

(開示の実施)

第4条 法人文書の開示は、原則として情報公開窓口において実施するものとする。ただし、法人文書を移動すると汚損の危険性がある場合には、当該法人文書を保有する場所において実施できるものとする。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、情報公開の実施に関して必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この要項は、平成19年1月9日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年2月9日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。